

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

【例1】受付の対応を拒否



【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

事業者については
令和6年4月1日より義務化

【例1】携帯スロープで補助



【例2】意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



具体的
対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)
- (2) {
 - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定(※地方の策定は努力義務)
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針(ガイドライン)を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

* 障害者差別解消法の改正について

附則第7条の施行3年後の検討規定を踏まえ、平成31年より見直しの検討を実施。事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化や、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置(相談体制の充実や事例の収集・提供の確保等)を内容とした改正障害者差別解消法が令和3年に成立し、令和6年4月1日より施行された。

「不当な差別的取扱い」とは

- 行政機関等と事業者は、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を
 - ◆ 拒否する
 - ◆ 場所や時間を制限する
 - ◆ 障害のない人にはつけない条件をつける
- などにより、障害者の権利利益を侵害すること(不当な差別的取扱い)が禁止されている
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

具体例



1
保護者や介助者が
いなければ入店を断る



2
障害のある人向けの物件は
ないと言って対応しない

注:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
(令和5年3月14日閣議決定)に基づき作成

正当な理由がある場合

- 「正当な理由」がある場合、すなわち、その行為が客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「不当な差別的取扱い」にはならない
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、
 - ◆ 障害者、事業者、第三者の権利利益
例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・
内容・機能の維持、損害発生の防止等
 - ◆ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持
などの観点から、**具体的場面や状況に応じて
総合的・客観的に判断する必要**

「合理的配慮の提供」とは

第8条（略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

※各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

※代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの

社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

合理的配慮の留意事項

事務・事業の目的・内容・機能に照らし、

- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ② 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

具体例

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
(令和5年3月14日閣議決定)に基づき作成



段差がある場合に、
スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や
写真のカードやタブレット
端末などを使う

過重な負担の判断

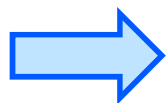
個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

「建設的対話」とは

(改定基本方針)

建設的対話に当たっては、**障害のある人にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害のある人と行政機関等・事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要**である。例えば、障害のある人本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、行政機関等や事業者が対応可能な取り組み等を対話の中で共有する等、**建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資する**と考えられる。



障害のある人からの申し出への対応が難しい場合でも、建設的対話と相互理解を深めることで、**目的に応じた代替手段**をみつけることが可能となる。

建設的対話の例

事業者
(習い事教室)



うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか？

防音窓の設置には工事が必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるよう、他に、飛行機の音を聞こえなくするような工夫はあるだろうか？

防音窓をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をしているのですか？

家ではイヤーマフを着用することがあるのですが、習い事では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。着用の際には声掛けや手伝いが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。

飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用の声掛けやお手伝いをします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。こどもにイヤーマフを持っていかせ、先生がお手伝いしてくれるからね、と言っておきます。

障害者の保護者
(発達障害)



「環境の整備」

第5条 行政機関等及び事業者は、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を的確に行うため**、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修**その他の必要な環境の整備に努めなければならない。**

「環境の整備」の例

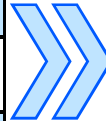
(不特定多数の障害者が主な対象)

携帯スロープを購入する

施設をバリアフリー化する

社員対応マニュアル整備・研修を実施する

アクセシビリティを担保したウェブサイト等を作成する



「合理的配慮」の例

(個々の場面における個々の障害者が対象)

段差があった場合、携帯スロープを架ける

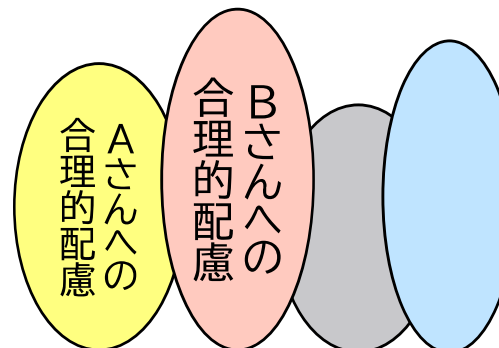
(個々の配慮をせずとも、障害のある人が利用可能)

マニュアル等に基づき、的確に合理的配慮を行う

(個々の配慮をせずとも、障害のある人が利用可能)

留意事項

- **他の障害のある人等への波及効果についても考慮した環境の整備**を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、**合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル等の改正等**の環境の整備を図ることは有効
- 「環境の整備」には、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれる



環境の整備

行政機関等、事業者による事前的改善措置

個々の場面での合理的配慮
過重な負担のない範囲で必要かつ合理的な配慮

合理的配慮を的確に行うための環境の整備